という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（以下「新厚年資格取得者」という。）については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を要しないものとする。

2　新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者（既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。）」とあるのは「平成十三年統合法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同条第二項各号」とあるのは「国民年金法施行規則第十条第二項各号」とする。

（退職共済年金の裁定の請求）

第十四条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

二の二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

四の二　前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、当該配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五～八　（略）

3～6　（略）

（障害共済年金の額の改定の請求）

第二十五条　（略）

2　前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

3・4　（略）

（障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出）

第二十五条の二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（以下「新厚年資格取得者」という。）については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による年金手帳の提出を要しないものとする。

2　新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者（既に国民年金法施行規則第十条の規定により年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。）」とあるのは「平成十三年統合法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」とあるのは「年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）」とする。

（退職共済年金の裁定の請求）

第十四条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

二の二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

四の二　前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五～八　（略）

3～6　（略）

（障害共済年金の額の改定の請求）

第二十五条　（略）

2　前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

3・4　（略）

（障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出）

第二十五条の二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）